

労働政策審議会 職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会（第21回）	参 考 資 料 1 - 2
令和7年5月21日	

## 労働政策審議会雇用環境・均等分科会運営規程

第一条 労働政策審議会雇用環境・均等分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。以下「法」という。）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各五人とし、公益を代表するものは、六人とする。

第三条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があつたとき、分科会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があつたときに分科会長が招集する。

2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、第五条に規定する部会について準用する。

第四条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第五条 分科会に、家内労働部会及び同一労働同一賃金部会（以下「部会」と総称する。）を置く。

2 家内労働部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

一 法第四条第一項第七十号に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。

二 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の規定（第八条第一項の規定を除く。）により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

3 同一労働同一賃金部会の所掌事務は、雇用形態間の同一労働同一賃金の実現に関する重要事項を調査審議することとする。

第六条 家内労働部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、家内労働者を代表するもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各五人とする。

2 同一労働同一賃金部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各六人とする。

第七条 部会が、第五条第二項及び第三項に定める事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りではない。

第八条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会

に諮って定める。

第九条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成二十九年三月三十一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十九年九月六日から施行する。